

羽島市立中央小学校いじめ防止基本方針

H26年度 策定

H30年2月 改定

R 2年4月 改定

R 4年4月 改定

R 5年4月 改定

R 6年4月 改定

1. 基本方針策定の意義

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法（以下『法』という）」の目的に沿い、いじめの定義、いじめ防止等対策の基本理念を全教職員で共通理解し、いじめを許さない学校づくりに努め、いじめに対して毅然と対処するための基本方針として策定する。

【いじめの定義】（法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策の基本理念】（法第3条）

いじめ防止対策は、

- ① 児童等が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ② 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行う。
- ③ いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であると認識しつつ、関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

2. いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

- （１）いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為である。
- （２）「いじめは、どの学校、どの学級、どの集団にも起こり得るものである。」という共通認識に立つ。また、いじめは、大人の目が行き届かないところでおきる。
- （３）「いじめ」は「いじめた側」「いじめられた側」という加害・被害の関係が明確に区分できないケースが多いという認識に立ち、事の発端にさかのぼり因果関係を見極めていくため、入念な事実確認が必要である。
- （４）けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3. 学校としての構え

- (1) 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機意識を持って未然防止・早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、いじめられている児童を「いじめ」から守ることを最優先する。
- (2) どんな理由があろうとも「いじめや差別は人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通して児童一人一人に徹底する。
- (3) 「いじめや差別をしない、させない、許さない、学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- (4) 解決したかと思えても、その後の見届けを確実にし、「いじめ」再発防止に努める。
- (5) 「チーム中央小」としてすべての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。そして、いじめや差別に対しては、毅然たる態度をとる。

【児童へのメッセージ】

- 目標を持って頑張る子を先生たちは精一杯応援する。
- 頑張る仲間の足を引っ張ったり、相手の心や体を傷つけたり、命を大切にできなかったり、そのときは、先生たちは集団で指導する。
- どの先生でもよいので一番相談しやすい先生に相談してください。
- 相談されたらすぐに問題解決に取りかかります。

4. いじめの未然防止の取組

- (1) 学級経営の充実（規律・自己有用感・自尊感情）… “いじめを許さない学級の風土づくり”
 - 生徒指導基本方針 … 生徒指導年間指導計画
 - 仲間づくり基本方針（特別活動）… 仲間づくり指導部会の年間指導計画
 - ①徹底した児童理解の上で、基本的生活習慣の定着、共感する心の育成、学級集団の育成・充実を図る。互いのよさを見つれたり、考え方の違いに気づかせたりする指導に心がける。
 - ②心を込めた挨拶、自分から仲間のために動いていく取組（係活動・ボランティア活動等）他者と関わりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。
- (2) わかる授業づくり（学力向上）… 学びづくり指導部会の年間指導計画
 - 主題研究教科「国語科・算数科」の指導を核にした教科指導… 研究推進委員会の研究構想
- (3) 道徳教育の充実（豊かな人間性）
 - 道徳の授業を要とした道徳教育の推進 … 道徳・人権教育の全体計画
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
 - スマートフォンやパソコン、通信型ゲーム機等の取り扱いに関する児童や保護者向け研修会の実施と情報モラル教育の推進

5. 早期発見・早期対応の取組（相談体制の整備・いじめ対応の組織づくり）

- (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集と校内連携体制の確立
 - いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるように、日常からの声かけや日記や連絡帳等の活用による情報収集に努める。また心のアンケート、相談ボスの設置・活用、学期ごとの教育相談週間の位置づけ等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握

握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。

○アンケートの質問票の原本等の保存期間は当該児童が卒業するまでとする。また聴取結果や記録した文書等の二次資料及び調査書の保存は、卒業後5年間とする。

○いじめ不登校未然防止対策委員会を設置して、定期及び臨時に開催する。

【校長・教頭・教務主任・○生徒指導主事・教育相談担当（養護教諭）・学年主任（臨時の場合は該当学年主任）・問題提起者・いじめ不登校対策専門員（定期的の場合）】

※事案によっては、外部専門家や関係諸機関にも参加要請する。

（２）教職員研修の充実

○月々の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて職員研修を行う。

いじめ事案があった場合は、その事案から生きた教訓を学ぶなど、社会状況や児童の現状に応じた具体的な研修に努める。

（３）保護者や関係諸機関との連携

○いじめの事実が確認された場合には、加害児童・被害児童ともに事実に基づきながら学校の指導事項も含め保護者への報告を行う。その指導の中で、加害児童には、「いじめは絶対に許されない行為」であることを自覚させるとともに、被害児童やその保護者の思いを受け止めさせ、加害児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。その際に、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を構築していく。

○いじめを含めた生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日常からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官等、外部専門家との連携を大切にしながら、情報連携と行動連携を行い、問題解決と未然防止を図る。

○インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に対応し、状況に応じては、警察等の関係機関とも連携して解決にあたる。

6. いじめの未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4	・入学式等での「いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・PTA総会資料に添付し、学校HPによる「方針」の発信と周知 ・いじめ不登校未然防止対策委員会の実施 ・職員会、研修会等（「方針」前年度のいじめの実態と対応等の周知）	・「方針」の確認 ・学校運営協議会
5	・心のアンケート、教育相談の実施（いじめを見のがさない週間） ・Q-Uテストの実施 ・情報モラル教室・研修会の実施	
6	・いじめ未然防止に向けた指導（生徒指導主事による「方針」の再確認と学校の現状について）	

7	・ 夏休みに向けての安全指導 ・ Q-U テストの分析及び検討	・ 第1回いじめ調査実施 ・ 学校運営協議会
8	・ Q-U 研修会実施	・ 夏季休業中の指導
9	・ いじめ不登校未然防止対策委員会の実施 ・ 職員会（前期前半における取組等の報告と方向） ・ 心のアンケート、教育相談の実施（いじめを見のがさない週間）	・ 職員、PTA による校外パトロール
10	・ 職員会（後期のいじめ未然防止に関する方向）	
11	・ 学校評価アンケートの実施	・ 第2回いじめ調査実施
12	・ 心のアンケート、教育相談の実施（いじめを見のがさない週間） ・ ひびきあい週間 ・ 冬休みに向けての安全指導	・ 学校運営協議会
1	・ 職員会（後期前半における取組等の報告と方向）	・ 冬期休業中の指導
2	・ いじめ不登校未然防止対策委員会の実施 ・ 心のアンケート、教育相談の実施（いじめを見のがさない週間） ・ 6年生を送る会、3本柱の引継ぎ活動の実施 ・ 学校評価アンケート結果の公開	・ 学校運営協議会
3	・ 職員会等（本年度における取組等の見直しと次年度の取組の検討）	・ 第3回いじめ調査実施

7. いじめ事案の対処

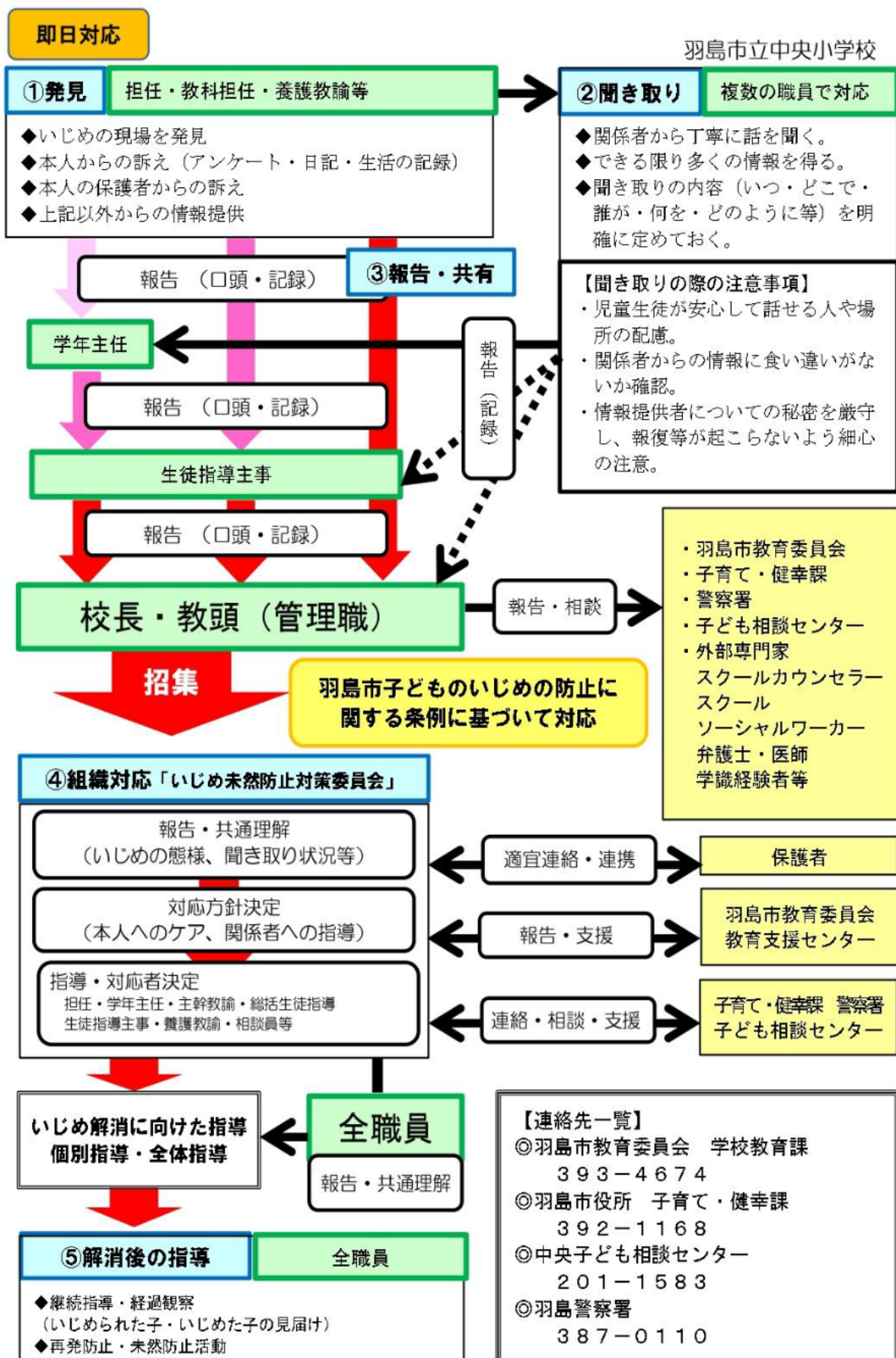
組織対応

- ・ 「いじめ不登校未然防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割について明確にし、迅速かつ組織的な対応方法を確認する。

対応の重点

- ・ いじめの兆候を把握したら、学校、学年単位で速やかに情報収集を行い、丁寧な指導にあたる。（認知した職員→校長（第1報）→学級担任・学年主任・生徒指導主事→管理職）
- ・ いじめの事実がある、或いはいじめの疑いがあると判断した場合には、いじめられた側の（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、本人の安全を確保し安心して相談、指導ができる環境と体制を整える。
- ・ いじめの事実等が確認できた場合、所轄の教育委員会に報告をするとともに、いじめた側、いじめられた側の双方の保護者に事実の提供を行い、家庭と連携をしながら今後の指導にあたる。
- ・ いじめの事実に対する指導（謝罪等）では、いじめた側の児童が「いじめは許されない行為である。」ことを自覚できるようにするとともに、いじめられた側の児童やその保護者の思いについて受けとめ、自らの行為を反省できる指導をする。
- ・ いじめられた側の児童に対しては、保護者と連携をとり児童の生活を見守るとともに、児童が安心・安全な学校生活が送れるように事後の心のケアに留意し、二次被害や再発の防止に向けた取組を継続する。

大まかな対応手順



8. いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続している(少なくとも3か月を目安)。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを被害児童及びその保護者に確認する。

「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

9. いじめに関する重大事態が発生した場合の対応

※「重大事態」とは、

○その生命、心身、財産に重大な被害を生じた疑いがあると認める場合

○相当の期間学校欠席を余儀なくされている疑いがあると認める場合

- (1) 速やかないじめの事実確認(聞き取り調査・無記名調査等を含む)と市教委への報告を行う。
- (2) 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するために、市教委の指導のもと、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- (3) 上記調査を行った場合は、調査結果について、市教委へ報告するとともに、被害児童やその保護者に対し、適切な情報提供を行う。
- (4) 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署と連携して対処し、適切な援助を求める。
- (5) 調査結果を市教委に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

子どものこと・学校のことの相談 窓口

- | | | |
|-----------------|--------------|--------------|
| ・岐阜県子ども・家庭電話相談室 | 058-213-8080 | 0120-76-1152 |
| ・子供 SOS24 | 0120-0-78310 | |
| ・教育相談ほほえみダイヤル | 0120-745-070 | 058-271-3328 |
| ・羽島市教育委員会電話相談窓口 | 058-391-1179 | |
| ・チャイルドライン | 0120-99-7777 | |
| ・児童虐待防止啓発カード | 189 | |